

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

資金管理団体でなくなった旨の届

（1）法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
高木 義明	長崎政治経済研究会議	平成30年12月20日

（2）法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
川瀬 隆文	かわせ隆文後援会	平成30年12月31日